

お客様各位

2026年4月1日
遠軽信用金庫

定期預金の中途解約利率変更に伴う預金規定の改定について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。

このたび、当金庫では昨今の金利情勢の変化により、定期預金の利率において、「満期までの利率」よりも「中途解約利率」が上回るという逆転の事象が発生していることを踏まえ、お客様に対して公平かつ合理的な利息を提供するため、定期預金の中途解約利率を変更することといたしました。

これに伴い、各種定期預金規定を下記のとおり2026年6月1日（月）より改定いたしますので、ご案内申しあげます。

記

1. 改定日

2026年6月1日（月）

2. 改定の対象となる定期預金規定

- (1) 期日指定定期預金規定
- (2) 自動継続期日指定定期預金規定
- (3) 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- (4) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- (5) 自由金利型定期預金規定（大口定期）
- (6) 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
- (7) 自動継続式年金定期預金（ひまわり）規定
- (8) 夢付き定期預金（スーパードリーム）規定
- (9) 財産形成積立定期預金規定
- (10) 財産形成期日指定定期預金規定
- (11) 財形年金預金規定
- (12) 財形住宅預金規定
- (13) 積立定期預金規定
- (14) 積立式期日指定定期預金規定

3. 改定内容

- (1) 改定後の中途解約利率の適用は、改定日以降、新規でお預け入れいただいた定期預金及び改定日以降、満期到来後に自動継続された定期預金に改定後の利率が適用されます。

なお、改定日以前にお預け入れいただいた定期預金につきましては、満期日まで改定前の中途解約利率を適用いたします。

- (2) 改定内容につきましては、別紙「各種定期預金規定集新旧対照表」をご参照ください。

以上

期日指定定期預金規定

新旧対照表

改定前	改定後
<p>期日指定定期預金規定</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>4.0%</u></p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>5.0%</u></p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>7.0%</u></p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>9.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>期日指定定期預金規定</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………<u>預入日から2年以上の約定利率の1.5%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>2.0%</u></p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>2.5%</u></p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>3.0%</u></p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>4.5%</u></p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

自動継続期日指定定期預金規定

新旧対照表

改定前	改定後
<p>自動継続期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～2. 省略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>4.0%</u></p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>5.0%</u></p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>7.0%</u></p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>9.0%</u></p> <p>(6) 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>自動継続期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～2. 省略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………<u>預入日から2年以上の約定利率の1.5%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>2.0%</u></p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>2.5%</u></p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>3.0%</u></p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>4.5%</u></p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>(6) 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

自由金利型定期預金（M型）規定
（スーパー定期）

新旧対照表

改定前	改定後
<p>自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×5.0%</u></p> <p>C. 1年以上3年未満……………<u>約定利率×7.0%</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>約定利率×5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>約定利率×6.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………<u>約定利率×7.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上<u>4</u>年未満……………<u>約定利率×9.0%</u></p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>約定利率×5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>約定利率×6.0%</u></p>	<p>自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×2.0%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×3.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>約定利率×4.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>約定利率×5.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………<u>約定利率×6.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……………<u>約定利率×7.0%</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×1.5%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×2.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>約定利率×2.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>約定利率×3.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………<u>約定利率×4.5%</u></p> <p>F. 2年6か月以上<u>3</u>年未満……………<u>約定利率×6.0%</u></p> <p><u>G. 3年以上4年未満……………約定利率×7.0%</u></p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×1.0%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×1.5%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>約定利率×2.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>約定利率×2.5%</u></p>

<p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>7.0%</u> F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×<u>8.0%</u> G. 3年以上<u>5</u>年未満・・・・・・・・・・約定利率×<u>9.0%</u></p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・・・・・・・・<u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×<u>3.0%</u> C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×<u>4.0%</u> D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×<u>5.0%</u> E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>6.0%</u> F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×<u>7.0%</u> G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×<u>8.0%</u> H. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×<u>9.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>3. 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>4.0%</u> F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×<u>4.5%</u> G. 3年以上<u>4</u>年未満・・・・・・・・・・約定利率×<u>6.0%</u> <u>H. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×7.0%</u></p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・・・・・・・・<u>約定利率×1.0%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u> B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×<u>1.0%</u> C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×<u>1.5%</u> D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×<u>2.0%</u> E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>2.5%</u> F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×<u>3.0%</u> G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×<u>4.5%</u> H. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×<u>7.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>3. 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）

新旧対照表

改定前	改定後
<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×5.0%</u></p> <p>C. <u>1年以上3年未満……………約定利率×7.0%</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p>	<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×2.0%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×3.0%</u></p> <p>C. <u>1年以上1年6か月未満……………約定利率×4.0%</u></p> <p>D. <u>1年6か月以上2年未満……………約定利率×5.0%</u></p> <p>E. <u>2年以上2年6か月未満……………約定利率×6.0%</u></p> <p>F. <u>2年6か月以上3年未満……………約定利率×7.0%</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×1.5%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p>

<p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×<u>4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×<u>5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×<u>6.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×<u>7.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上<u>4</u>年未満……約定利率×<u>9.0%</u></p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×<u>4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×<u>5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×<u>6.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×<u>7.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×<u>8.0%</u></p> <p>G. 3年以上<u>5</u>年未満……約定利率×<u>9.0%</u></p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×<u>3.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×<u>4.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×<u>5.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×<u>6.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×<u>7.0%</u></p> <p>G. 3年以上4年未満……約定利率×<u>8.0%</u></p> <p>H. 4年以上5年未満……約定利率×<u>9.0%</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>3. 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×<u>2.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×<u>2.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×<u>3.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×<u>4.5%</u></p> <p>F. 2年6か月以上<u>3</u>年未満……約定利率×<u>6.0%</u></p> <p><u>G. 3年以上4年未満……約定利率×7.0%</u></p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……<u>約定利率×1.0%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×<u>1.5%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×<u>2.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×<u>2.5%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×<u>4.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×<u>4.5%</u></p> <p>G. 3年以上<u>4</u>年未満……約定利率×<u>6.0%</u></p> <p><u>H. 4年以上5年未満……約定利率×7.0%</u></p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……<u>約定利率×1.0%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×<u>1.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×<u>1.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×<u>2.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×<u>2.5%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×<u>3.0%</u></p> <p>G. 3年以上4年未満……約定利率×<u>4.5%</u></p> <p>H. 4年以上5年未満……約定利率×<u>7.0%</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>3. 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

なお、「自動継続式年金定期預金（ひまわり）規定」及び「夢付き定期預金（スーパードリーム）規定」は、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」及び別紙「取扱要項」により取り扱います。

自由金利型定期預金規定
(大口定期預金)

新旧対照表

改定前	改定後
<p>自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×5.0%</u></p> <p>C. 1年以上<u>3年</u>未満……………<u>約定利率×7.0%</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>約定利率×5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>約定利率×6.0%</u></p>	<p>自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×2.0%</u> <u>または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×3.0%</u></p> <p>C. 1年以上<u>1年6か月</u>未満……………<u>約定利率×4.0%</u> <u>D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×5.0%</u> <u>E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×6.0%</u> <u>F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×7.0%</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×1.5%</u> <u>または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×2.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>約定利率×2.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>約定利率×3.0%</u></p>

- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×7.0%
- F. 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×9.0%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×4.0%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×5.0%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×6.0%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×7.0%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×8.0%
- G. 3年以上5年未満・・・・・・・・約定利率×9.0%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×3.0%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×4.0%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×5.0%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×6.0%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×7.0%
- G. 3年以上4年未満・・・・・・・・約定利率×8.0%
- H. 4年以上5年未満・・・・・・・・約定利率×9.0%

(4) 省略

以上

- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×4.5%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×6.0%
- G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×7.0%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×1.0%
または解約日の普通預金利率のいずれか低い方
- B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×1.5%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×2.0%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×2.5%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×4.0%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×4.5%
- G. 3年以上4年未満・・・・・・・・約定利率×6.0%
- H. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×7.0%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×1.0%
または解約日の普通預金利率のいずれか低い方
- B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×1.0%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×1.5%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×2.0%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×2.5%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×3.0%
- G. 3年以上4年未満・・・・・・・・約定利率×4.5%
- H. 4年以上5年未満・・・・・・・・約定利率×7.0%

(4) 省略

以上

**自動継続自由金利型定期預金規定
(大口定期)**

改定前	改定後
<p>自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期)</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×5.0%</u></p> <p>C. 1年以上<u>3年</u>未満……………<u>約定利率×7.0%</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>約定利率×5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>約定利率×6.0%</u></p>	<p>自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期)</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合または定期預金共通規定【個人用】第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×2.0%</u> <u>または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×3.0%</u></p> <p>C. 1年以上<u>1年6か月</u>未満……………<u>約定利率×4.0%</u> <u>D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×5.0%</u> <u>E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×6.0%</u> <u>F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×7.0%</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×1.5%</u> <u>または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×2.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>約定利率×2.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>約定利率×3.0%</u></p>

<p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>7.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上<u>4</u>年未満・・・約定利率×<u>9.0%</u></p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・・・・・・・・<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×<u>4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×<u>5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×<u>6.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>7.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×<u>8.0%</u></p> <p>G. 3年以上<u>5</u>年未満・・・・・・・・約定利率×<u>9.0%</u></p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・・・・・・・・<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×<u>3.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×<u>4.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×<u>5.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>6.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×<u>7.0%</u></p> <p>G. 3年以上4年未満・・・・・・・・約定利率×<u>8.0%</u></p> <p>H. 4年以上5年未満・・・・・・・・約定利率×<u>9.0%</u></p> <p>(5) 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>4.5%</u></p> <p>F. 2年6か月以上<u>3</u>年未満・・・約定利率×<u>6.0%</u></p> <p><u>G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×7.0%</u></p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・・・・・・・・<u>約定利率×1.0%</u> <u>または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×<u>1.5%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×<u>2.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×<u>2.5%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>4.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×<u>4.5%</u></p> <p>G. 3年以上<u>4</u>年未満・・・・・・・・約定利率×<u>6.0%</u></p> <p><u>H. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×7.0%</u></p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・・・・・・・・<u>約定利率×1.0%</u> <u>または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×<u>1.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×<u>1.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×<u>2.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×<u>2.5%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×<u>3.0%</u></p> <p>G. 3年以上4年未満・・・・・・・・約定利率×<u>4.5%</u></p> <p>H. 4年以上5年未満・・・・・・・・約定利率×<u>7.0%</u></p> <p>(5) 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

財産形成積立定期預金規定

新旧対照表

改定前	改定後
<p>財産形成積立定期預金規定</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>② 6か月以上1年未満…<u>前記(1)の適用利率×50%</u></p> <p>③ 1年以上<u>3年未満</u>……………<u>前記(1)の適用利率×70%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>5. 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>財産形成積立定期預金規定</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………<u>約定利率×20%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>② 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×30%</u></p> <p>③ 1年以上<u>1年6か月</u>未満……………<u>約定利率×40%</u></p> <p>④ <u>1年6か月以上2年未満</u>……………<u>約定利率×50%</u></p> <p>⑤ <u>2年以上2年6か月</u>未満……………<u>約定利率×60%</u></p> <p>⑥ <u>2年6か月以上3年未満</u>……………<u>約定利率×70%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>5. 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

財産形成期日指定定期預金規定

新旧対照表

改定前	改定後
<p>財産形成期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>7.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>9.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>6. 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>財産形成期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>預入日から2年以上の約定利率の1.5%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>2.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>2.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>3.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>4.5%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>6. 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

財形年金預金規定

新旧対照表

改定前	改定後
<p>財形年金預金規定</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>2年以上利率×4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>2年以上利率×5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>2年以上利率×6.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………<u>2年以上利率×7.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……………<u>2年以上利率×9.0%</u></p> <p>② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>上記（1）②の適用利率×5.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>6. ～18. 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>財形年金預金規定</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>預入日から2年以上の約定利率の1.5%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>2年以上利率×2.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………<u>2年以上利率×2.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………<u>2年以上利率×3.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………<u>2年以上利率×4.5%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……………<u>2年以上利率×6.0%</u></p> <p>② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>約定利率×2.0%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×3.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>6. ～18. 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

財形住宅預金規定

新旧対照表

改定前	改定後
<p>財形住宅預金規定</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>7.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>9.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>6. ～19. 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>財形住宅預金規定</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>預入日から2年以上の約定利率の1.5%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>2.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>2.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>3.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>4.5%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>6. ～19. 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

積立定期預金規定

新旧対照表

改定前	改定後
<p>積立定期預金規定</p> <p>1. ～2. 省略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第4項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>② 6か月以上1年未満……………<u>前記(1)の適用利率×50%</u></p> <p>③ 1年以上3年未満……………<u>前記(1)の適用利率×70%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>積立定期預金規定</p> <p>1. ～2. 省略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第4項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………<u>約定利率×20%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>② 6か月以上1年未満……………<u>約定利率×30%</u></p> <p>③ 1年以上<u>1年6か月未満</u>……………<u>約定利率×40%</u></p> <p>④ <u>1年6か月以上2年未満</u>……………<u>約定利率×50%</u></p> <p>⑤ <u>2年以上2年6か月未満</u>……………<u>約定利率×60%</u></p> <p>⑥ <u>2年6か月以上3年未満</u>……………<u>約定利率×70%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

積立式期日指定定期預金規定

新旧対照表

改定前	改定後
<p>積立式期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>4.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>5.0%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>7.0%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>9.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>積立式期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合または積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】第3条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満……………<u>預入日から2年以上の約定利率の1.5%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×<u>2.0%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×<u>2.5%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×<u>3.0%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×<u>4.5%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×<u>6.0%</u></p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>